

第四管区海上保安本部公示第 26 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 6 年 9 月 2 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

愛知県衣浦港務所長 佐藤 正裕

愛知県半田市十一号地 1 番地の 1

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

令和 6 年 9 月 7 日～令和 6 年 9 月 30 日（うち 1 日間）

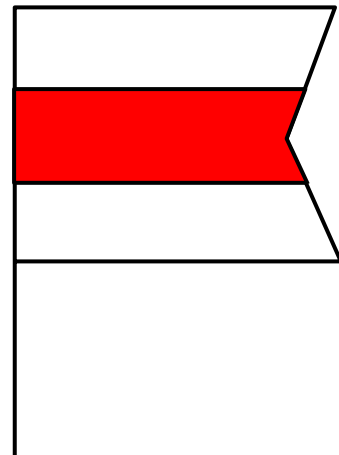
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深。

4 航行船舶に対する措置

- (1) 測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を揚げる。


- (2) 四管区水路通報による周知。



白
紅
白

別図



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図